

●●区街頭防犯カメラ管理運用規定

- 1 この規程は、●●区が設置する防犯カメラについて、個人のプライバシー保護に配慮した設置及び運用を図ることを目的とする。
- 2 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、撮影区域が必要最小限度の範囲となるよう配慮する。
- 3 防犯カメラの管理及び運用に責任を持つ防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- 4 防犯カメラの撮影区域の内外の見やすい場所に、次の事項を見やすく表示する。
 - (1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨
 - (2) 管理責任者及び連絡先
- 5 モニター及び録画装置の設置場所への、管理責任者の許可を得た者以外の立ち入りを禁止する。
- 6 モニター及び録画装置は、施錠ができる室内等で、かつ、関係者以外の者が見通せない場所に設置する。
- 7 管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置の操作を行う権限のある者（以下「操作担当者」という。）を指定する。
- 8 画像データの保存期間は、●週間とする。
- 9 画像データは、管理責任者の許可なく設置場所から持ち出してはならない。
- 10 保存期間を経過した画像データは、迅速かつ確実に消去する。
- 11 記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行う。
- 12 当該防犯カメラ等により知り得た個人の情報は、みだりに外部に漏らしてはならない。
- 13 事件捜査等のための警察等に対する画像データの提供は、正式な文書による依頼があった場合において、関係職員が協議のうえ決定し、複数の関係職員の立会いのもと行う

- 14 本人から、防犯カメラにより撮影された自己の画像データの提供を求められた場合は、第三者の画像データを含む画像の除去など、第三者の画像データの漏えい防止に十分配慮した上で、原則として提供する。
- 15 管理責任者又はその指名を受けた苦情処理担当者は、当該防犯カメラの設置、運用に関する苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、必要な措置を講じなければならない。
- 16 管理責任者は、操作室内にこの基準及びこの基準に基づき定めた必要な事項を記載した一覧表を掲示し、操作担当者等に周知、徹底しなければならない。

街頭防犯カメラの運用に関する必要事項一覧表

※ プライバシー保護に配慮した防犯カメラの運用に関して必要な事項を記載しています。操作担当者等が確認しやすい場所に掲示し、活用しましょう。

項 目	規 定 内 容
防 犯 カ メ ラ の 設 置 場 所	(記載例) ※ ※
防 犯 カ メ ラ の 設 置 台 数	街頭 (施設外) 台
防 犯 カ メ ラ 設 置 の 明 示	防犯カメラ撮影区域内外に 枚 設置 表示内容 防犯カメラ設置中 (実際に明示している表現で記載) 防犯カメラ管理責任者 (役職名等でも可) 連絡先 (電話番号)
防 犯 カ メ ラ 管 理 責 任 者	役職名 氏名 連絡先
画 像 表 示 装 置 の 有 無	設置あり ・ 設置なし (該当に○印)
録 画 装 置 の 有 無	設置あり ・ 設置なし (該当に○印)
	録画装置の記録媒体の種類 (記載例) ※ビデオテープ、DVD、CD 等と記載
画 像 デ ー タ の 保 存 期 間	保存期間 ○週間 画像データ消去日 (記載例) ※毎週 ○曜日 毎月第3○曜日 等
防 犯 カ メ ラ 等 の 操 作 担 当 者 の 指 定	(複数指定可) 役職名 氏名 連絡先
苦 情 処 理 担 当 者	(管理責任者が兼ねる場合は管理責任者名) 役職名 氏名 連絡先

街頭防犯カメラ表示板例

〇〇区 区長	管理責任者	防犯カメラ設置中
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	連絡先	